

第2次青森県犯罪被害者等支援推進計画（案）の概要

1 策定の趣旨

策定の根拠

青森県犯罪被害者等支援条例（令和元年施行）

策定目的

県民が安心して暮らすことができる社会を形成するために、犯罪被害者等支援についての基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの

策定趣旨

令和3年3月に策定した第1次推進計画が、令和7年度で終了することを踏まえ、第2次推進計画を策定するもの

計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

2 計画（案）の構成

第1章 基本的な考え方

- ・趣旨
- ・位置付け
- ・計画期間
- ・基本方針
- ・施策の柱
- ・施策体系

第2章 犯罪被害者等の現状

- ・事件事故の発生状況
- ・被害者等の置かれている状況

第3章 基本的施策

- ・4つの基本方針と、5つの施策の柱に基づき策定

第4章 推進体制

- ・推進体制 → 庁内連絡会議
- ・連携・協力 → 市町村・関係機関
- ・進行管理 → 毎年実施状況を公表

基本的施策

4つの基本方針

犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること 条例第3条第1項	個々の事情に応じて施策が適切に行われるとともに、二次被害に十分配慮すること 条例第3条第2項	必要な支援等が途切れることなく行われること 条例第3条第3項	国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力すること 条例第3条第4項
---	---	-----------------------------------	--

5つの施策の柱	1 損害回復・経済的支援等	21 取組
	2 精神的・身体的被害の回復・防止	24 取組（うち再掲1）
	3 刑事手続等への関与拡充	4 取組（うち再掲1）
	4 支援等のための体制整備	44 取組（うち再掲10）
	5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	15 取組

第2次推進計画に新たに追加する主な施策

- ・犯罪被害者等への見舞金等給付事業（令和8年度当初予算要求中）
（P6・施策1(2)⑧）
- ・犯罪被害者等支援に係る多機関ワンストップサービスの提供
（P12・施策4(1)⑦）